

香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号。以下「政令」という。）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法、政令及び省令で使用する用語の例による。

(認定申請書に添えるべき図書等)

第3条 省令第2条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 設計内容追加説明書（第1号様式）

(2) 法第6条第2項の審査を受けるよう申し出た長期優良住宅建築等計画(住宅の建築に係る部分に限る。)が次のア又はイに掲げる場合に該当するときにあつては、当該ア又はイに定める図書

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する場合 同条第7項の適合判定通知書又はその写し

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を要する場合 同条第6項の適合判定通知書又はその写し

2 敷地（敷地の一部を含む。）が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設の区域内に存する場合は、配置図に都市計画施設の区域を明示しなければならない。

(容積率の特例に係る許可申請書に添えるべき図書等)

第4条 省令第18条第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び2面以上の立面図

(2) 許可を必要とする理由書

(3) その他知事が必要と認める図書又は書面

(申請の取下げ)

第5条 法第5条第1項から第5項まで、第8条第1項（法第9条第1項又は第3項の規定による場合を含む。）、第10条又は第18条第1項の規定により申請を行った者は、当該申請に係る省令第6条、第9条、第15条又は第18条第2項の通知書の交付を受ける前に当該申請を取り下げる場合は、申請取下届出書（第2号様式）により知事に届

け出なければならない。

(認定しない旨の通知等)

第6条 知事は、法第6条第1項の認定又は法第8条第2項において準用する法第6条第1項の変更の認定をしないときは、認定しない旨の通知書に省令第2条第1項若しくは第8条の申請書の副本及びその添付図書又は省令第11条の申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

2 知事は、法第10条の承認をしないときは、承認しない旨の通知書に省令第14条の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第7条 認定計画実施者は、当該認定に係る住宅の建築が完了したときは、認定長期優良住宅の建築の状況について、建築工事完了報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、法第12条の規定による報告をしなければならない。

(1) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（同法第6条第1項の確認の申請書を提出した場合に限る。）

(2) その他知事が必要と認める書類

2 前項の場合を除き、法第12条の規定による報告は、状況報告書（第4号様式）により行わなければならない。

3 共同住宅等の2以上の住宅に係る前2項の規定による報告を同時に行う場合において、当該報告の際添付する書類が同一であるときは、当該2以上の住宅の建築工事完了報告書又は状況報告書及び1の添付書類により行うことができる。

(計画に基づく住宅の建築又は維持保全の取りやめ)

第8条 法第14条第1項第2号の申出は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（第5号様式）により行うものとする。

(手数料納付票)

第9条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部584の2の項から584の5の項までに規定する手数料を納付する者は、省令第2条第1項、第8条、第11条又は第18条第1項の申請書の余白又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料納付票（第6号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。

附 則

この規則は、平成21年6月4日から施行する。

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規則は、平成31年7月1日から施行する。
この規則は、令和3年4月1日から施行する。
この規則は、令和4年2月20日から施行する。